

# 信用保証の特例

「中小企業新事業活動促進法」に規定する「新連携計画」の認定を受けた中小企業者は以下の措置を受けることが可能。

## 普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険の別枠化

		付保険限度額		
普通保険	企業	2億円	+	別枠
	組合	4億円		2億円
無担保保険		8,000万円		4億円
特別小口保険		1,250万円		8,000万円
売掛金債権担保保険		1億円		1,250万円
				1億円

## 新事業開拓保険の限度枠拡大

		付保険限度額		
新事業開拓保険	企業	2億円	→	枠拡大
	組合	4億円		4億円
				6億円